

(健Ⅱ272F)

令和3年8月23日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

アストラゼネカ社ワクチンに係る接種後の健康状況に関する調査について

アストラゼネカ社ワクチンについては、令和3年8月3日付「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布等について」（健Ⅱ233F）をもって、8月3日から臨時接種に位置付けられた旨、お知らせいたしました。

今般、厚生労働省より、当該ワクチンを接種する者を対象とした健康状況に係る調査の実施について、各都道府県衛生主管部（局）宛て下記二件の事務連絡を发出した旨、本会に情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 「アストラゼネカ社ワクチンに係る接種後の健康状況に関する調査について」（令和3年8月6日付厚生労働省健康局健康課事務連絡）
- アストラゼネカ社ワクチンに係る接種後の健康状況に関する調査について（その2）（令和3年8月16日付厚生労働省健康局健康課事務連絡）

事務連絡
令和3年8月6日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

アストラゼネカ社ワクチンに係る接種後の健康状況に関する
調査について

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（以下「臨時の予防接種」という。）に用いることとなったワクチンについて、国民に接種後の状況を情報提供するため、必要に応じ、厚生労働科学研究として、当該ワクチンを接種する者を対象に健康状況に係る調査を行い、その結果を公表しています。当該調査に関しては、現在接種が進められているファイザー社ワクチンについては「医療従事者向け先行接種の実施医療機関について」（令和3年1月20日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）により、武田／モデルナ社ワクチンについては「武田／モデルナ社ワクチンに係る接種後の健康状況に関する調査について」（令和3年5月21日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）により、それぞれお知らせしたところです。

今般、新たに臨時の予防接種の対象となったアストラゼネカ社ワクチンについても、当該ワクチンを接種する者を対象とした健康状況に係る調査を下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

1. 対象者

本調査に参加する医療機関（以下「参加医療機関」という。）に通院可能であって、アストラゼネカ社ワクチンの接種を特に希望し、かつ調査を行うことに同意する方。

なお、上記に該当する20歳以上の者であれば、年齢は問わない。

2. 参加者数に係る取扱等

ご協力いただいた参加者の範囲において、調査を実施。

ただし、参加者多数となった場合には、一定の段階で新規登録を停止する。

3. 参加医療機関

別紙のとおり。

なお、参加医療機関について追加があった場合は、随時情報提供する予定。

4. 調査内容

接種後一定期間（約1か月）の症状・疾病に関する調査。

5. 結果の公表

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において公表予定。

6. 留意事項

- (1) 「新型コロナワクチン接種後の健康状況に係る調査に参加する者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」(令和3年5月21日付け健発 0521 第9号厚生労働省健康局長通知) に示しているとおり、本調査に参加する者は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が可能であること。
- (2) 本調査の参加医療機関は、現時点においては別紙に示すとおりであること。本調査に参加を希望する者は、参加医療機関のうち、希望する医療機関にご連絡いただくこととなるが、具体的な連絡先窓口や連絡の方法、各医療機関における受付開始日時等については追ってお知らせすること。
- (3) 本調査の参加者が、本調査の実施にあたり予防接種を受ける際には、原則として、各市町村（特別区を含む。）により送付された、当該調査参加者本人に係る有効な接種券を使用すること。なお、当該調査への参加にあたっては、接種券が未達である場合等、接種当日に接種券の持参がない場合であっても接種は可能とするが、迅速な接種及びワクチン接種記録システム（VRS）による迅速な記録把握の観点から、接種券なしで接種を行いつつ、後日接種券が発行された後に持参いただく等、取扱いを工夫すること。

- (4) 本調査に必要なアストラゼネカ社ワクチンの配分量の決定は、都道府県を介さずに国が直接行うこと。
- (5) 本調査の実施にあたり、複数種類のワクチンを同一医療機関で使用する場合には、「職域接種の実施に伴い複数種類のワクチンを同一医療機関等で使用する場合の取扱いについて」（令和3年6月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参考に、必要な措置を取ること。

順天堂大学医学部附属病院群

	医療機関名	住所
1	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3-1-3
2	順天堂大学医学部附属浦安病院	千葉県浦安市富岡2-1-1
3	順天堂大学医学部附属練馬病院	東京都練馬区高野台3-1-10

独立行政法人地域医療機能推進機構

	医療機関名	住所
1	東京蒲田医療センター	東京都大田区南蒲田2-19-2
2	桜ヶ丘病院	静岡県静岡市清水区桜ヶ丘町13-23
3	熊本総合病院	熊本県八代市通町10-10

事務連絡
令和3年8月16日

各
都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

アストラゼネカ社ワクチンに係る接種後の健康状況に関する
調査について（その2）

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種（以下「臨時の予防接種」という。）に用いることとなったアストラゼネカ社ワクチンについては、「アストラゼネカ社ワクチンに係る接種後の健康状況に関する調査について」（令和3年8月6日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）により、健康状況に係る調査（以下「本調査」という。）を実施することについてお知らせし、本調査に参加を希望する場合の、本調査に参加する医療機関（以下「参加医療機関」という。）に係る具体的な連絡先窓口等については、追ってお知らせすることとしていたところで

す。
今般、本調査について新たに2医療機関からご協力の申出があったほか、本調査の実施にあたり必要な情報を提供するためのWebサイトが整備されたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 参加医療機関について

令和3年8月16日現在、本調査への参加医療機関は、別紙に示す計8医療機関であること。

2. 本調査に係るWebサイトの整備について

各参加医療機関の連絡先窓口等、本調査への参加にあたり必要な情報については、以下に掲げるWebサイトに随時掲載する予定であるので、本調査への参加を希望する場合にあっては、同Webサイトにアクセスし、掲載さ

れた手順に従って必要な申し込み等を行うこと。

「新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）」

<https://www.juntendo.ac.jp/jrtc/about/>

[results-of-activity/COVID19/covidresearch.html](https://www.juntendo.ac.jp/jrtc/about/results-of-activity/COVID19/covidresearch.html)



順天堂大学医学部附属病院群

	医療機関名	住所
1	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3-1-3
2	順天堂大学医学部附属浦安病院	千葉県浦安市富岡2-1-1
3	順天堂大学医学部附属練馬病院	東京都練馬区高野台3-1-10

独立行政法人地域医療機能推進機構

	医療機関名	住所
1	東京蒲田医療センター	東京都大田区南蒲田2-19-2
2	桜ヶ丘病院	静岡県静岡市清水区桜ヶ丘町13-23
3	熊本総合病院	熊本県八代市通町10-10

独立行政法人国立病院機構

	医療機関名	住所
1	三重中央医療センター	三重県津市久居明神町2158-5
2	神戸医療センター	兵庫県神戸市須磨区西落合3-1-1